

PPP/PFI について

平成30年10月29日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針)」

(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

第3章「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(2) 社会資本整備等

(PPP／PFIの推進)

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「未来投資戦略2018」及び「PPP／PFI推進アクションプラン」※¹に基づき、多様なPPP／PFIの活用を重点的に推進する。

地方公共団体等がPPP／PFIに取り組みやすい方策※²を講ずる。特に、上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様なPPP／PFIの導入、ICT活用等を重点的に推進する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。

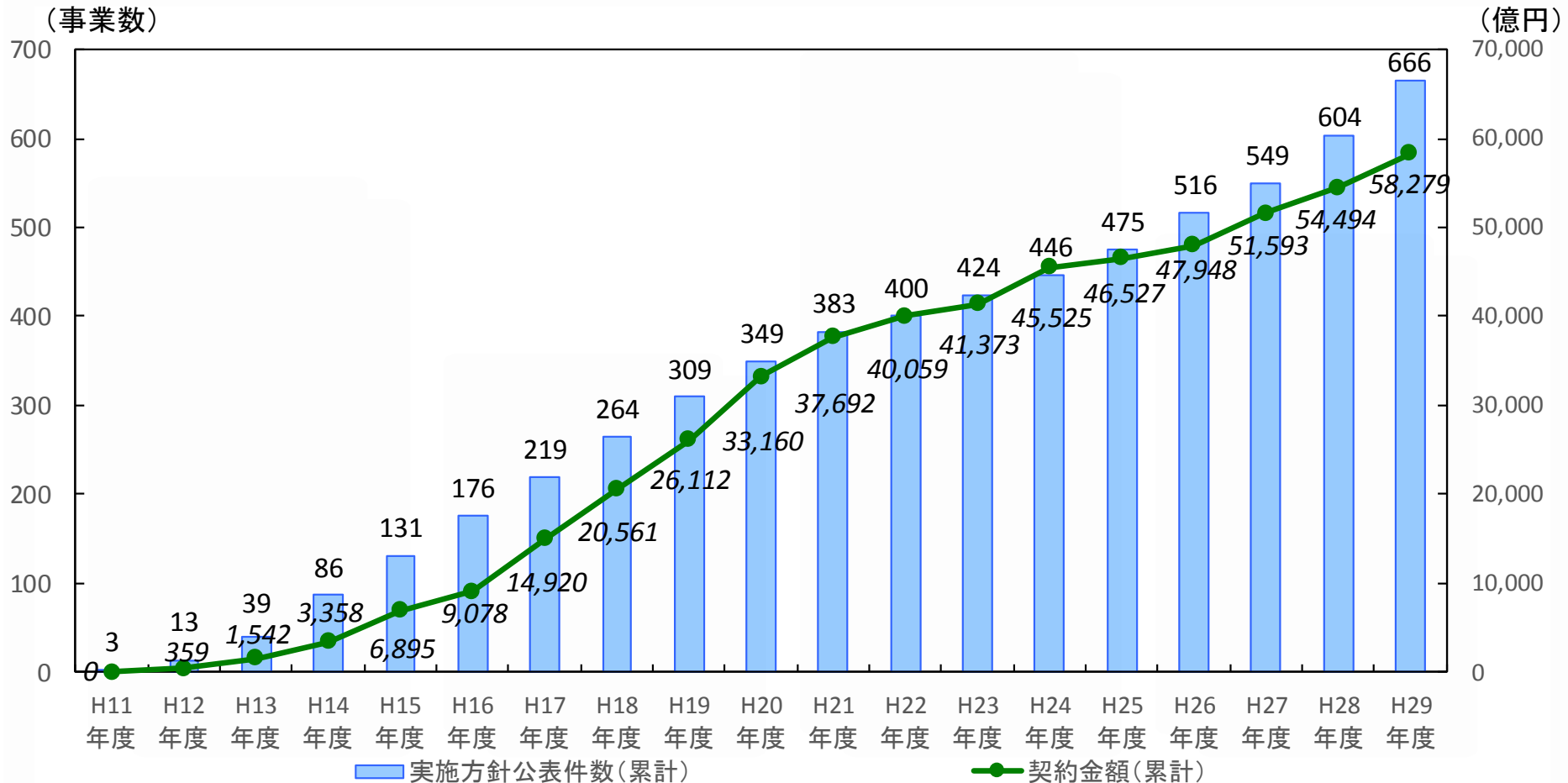
人口20万人以上の地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP／PFIの実施支援に加え、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。公的不動産についてPPP／PFIの利活用拡大を通じてキャッシュフロー化、維持管理コストの削減等を図る。

※1 「PPP／PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）」（平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

※2 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正PFI法）」（平成30年6月13日成立）に基づく施策の利活用促進に加え、柔軟性や実効性のあるPPP／PFI手法の開発や優良事例の横展開等。

PFI事業の実施状況①

事業数及び契約金額の推移(累計) (平成30年3月31日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。

(注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

PFI事業の実施状況②

分野別実施方針公表件数

(平成30年3月31日現在)

分 野	事業主体別			合 計
	国	地方	その他	
教育と文化(社会教育施設、文化施設 等)	3	179	38	220
生活と福祉(福祉施設 等)	0	23	0	23
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等)	0	105	2	107
産業(観光施設、農業振興施設 等)	0	12	0	12
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設 等)	18	129	1	148
安心(警察施設、消防施設、行刑施設 等)	8	18	0	26
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎 等)	43	15	4	62
その他(複合施設 等)	7	60	1	68
合 計	79	541	46	666

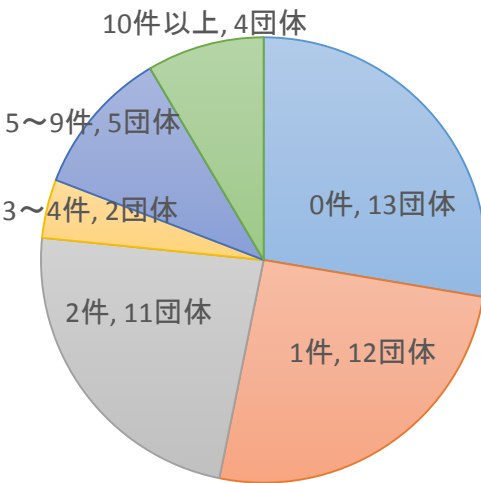
(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PFI事業の実施状況③(事業主体別事業数)

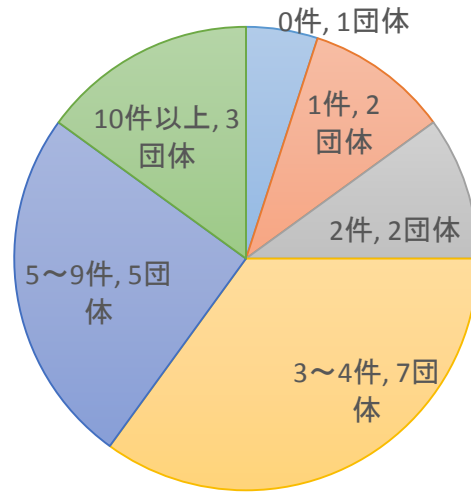
平成30年3月31日時点

○事業主体の規模による実施状況

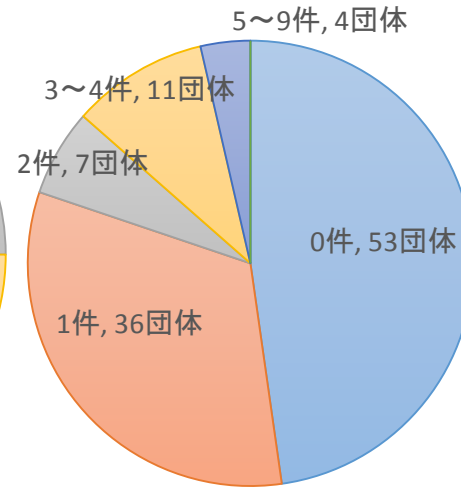
都道府県
47団体/126件



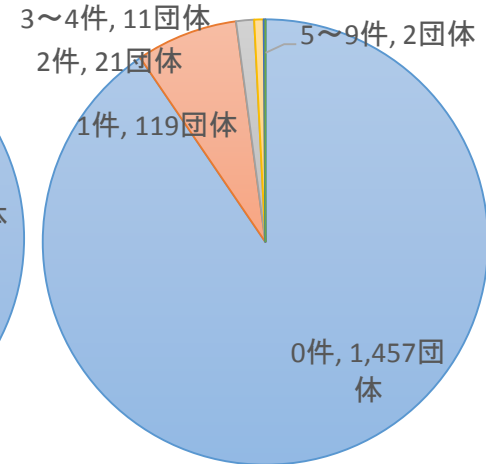
政令市
20団体/102件



市区町村(人口20万人以上)
111団体/106件



市区町村(人口20万人未満)
1,610団体/207件



都道府県

約3割の団体が未実施、複数の事業を実施した団体は半数未満

政令市

1団体を除き全ての団体が実施

市区町村(人口20万人以上)

約半数の団体が未実施、複数の事業を実施した団体は2割程度

市区町村(人口20万人未満)

実施経験のある団体は1割未満

地方公共団体への更なるPPP/PFI推進に向けた主な課題

○地方公共団体によってはPPP/PFIについての理解不足や危機意識の欠如などが多くみられるところ。

○このため、成功事例の「見える化」やインセンティブ付与などにより、自発的にPPP/PFI事業を導入する首長や職員が増えるような環境整備を行うことが必要。

○具体的には、

- ・PPP/ PFI事業に関する質問等を初期段階から受け付け、関係省庁を巻き込む内閣府のワンストップ窓口(改正PFI法で創設)制度やPFI推進機構による助言制度の活用
- ・発注準備作業の負担軽減のため、外部委託せずとも導入可能性調査やサウンディング調査が可能となる手法や標準契約書の作成・普及
- ・発注準備作業や実際の発注の際に係るコンサルタント委託経費の負担軽減に向けた資金的支援
- ・地方公共団体と民間企業・地域金融機関等との意見交換の場である地域プラットフォームの設置などを更に進め、地元企業が参入しやすい環境整備を行っていく必要がある。

○特に、人口20万人未満の地方公共団体においては、専門人材やノウハウが不足しており、上記環境整備を強化していく必要がある。

PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)概要

※**橙字**は主な改定事項

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント
改定の

- 改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用により、国の支援機能の強化を図る
- 実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ、実施主体の裾野拡大を図る
- 空港をはじめとするコンセッション事業等の重点分野に公営水力発電・工業用水道を追加する

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進	実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進	○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間に於いて、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開 ・地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開 ・PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体への実施主体の裾野拡大に向けて、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討	○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激 ・官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等) ・地元企業の事業力強化 ・PPP/PFI推進に資するデータの見える化推進 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 ・改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化 ・先進的な地方公共団体の取組や組織設計等の分析・横展開、期間満了案件の検証 ○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

公的不動産における官民連携の推進

- 地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進
 - ・公園や遊休文教施設等の利活用推進
 - ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備
 - ・特に市場性の低い地域での**優良事例の成功要素抽出・横展開**

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【**具体的検討6件達成、実施方針目標6件：～平成31年度**】、道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】、クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】、**公営水力発電【3件：～平成32年度】、工業用水道【3件：～平成32年度】**

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間)
 (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、
 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円)

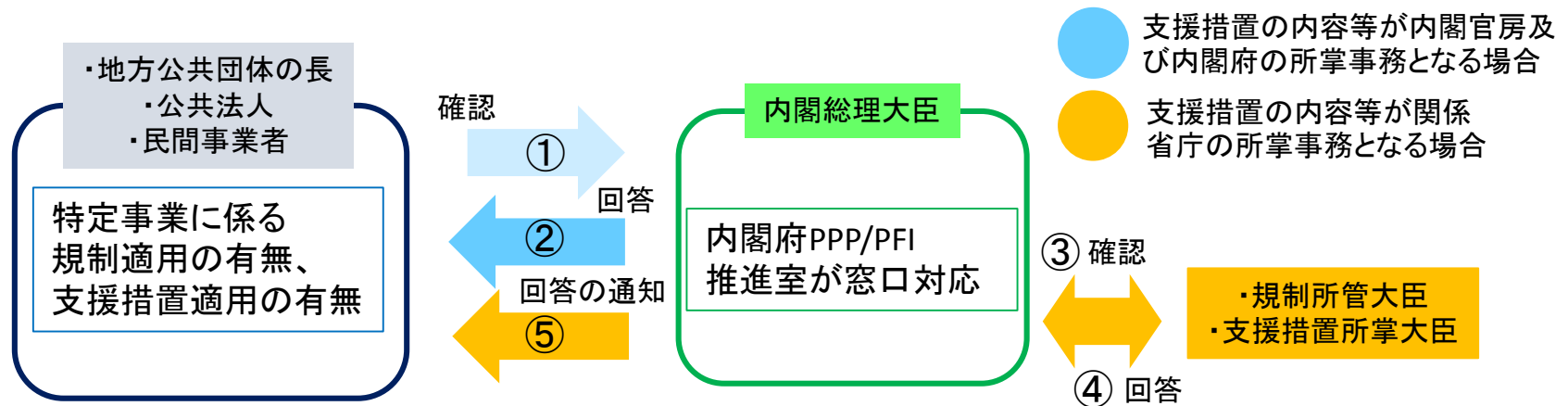
PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

改定版概要

平成30年PFI法改正に基づくワンストップ窓口制度の概要

公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者が、当該特定事業に係る支援措置の内容及び規制の適用の有無等を一元的に確認できる制度



法律上の制度の流れ

- ①公共施設等の管理者等又は民間事業者が、内閣総理大臣に対して、支援措置の内容及び内容等につき、確認を求める。
- ②内閣総理大臣は、支援措置の内容及び内容等がその所掌する事務又は法律に関するものであるときは、遅滞なく、問い合わせに回答する。
- ③内閣総理大臣は、支援措置の内容及び内容等が他の関係行政機関の所掌する事務又は法律に関するものであるときは、関係行政機関の長に対して、その確認を求める。
- ④関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣からの問い合わせに回答する。
- ⑤内閣総理大臣は、関係行政機関の長からの回答をふまえて、遅滞なく、問い合わせに回答する。

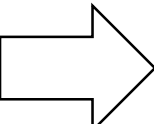
PPP/PFI優先的検討の推進に関する取組等

公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先的に検討する仕組みである「優先的検討規程」の構築を国及び20万人以上の地方公共団体に要請

法改正を受け、PFI基本方針に、公共施設等の整備等に関する事業のうち、その実施を民間事業者に行わせることが適切である事業については、PFI事業の導入を検討し、具体的な案件形成につながるよう努めるものとする旨を追記（平成30年10月23日閣議決定）

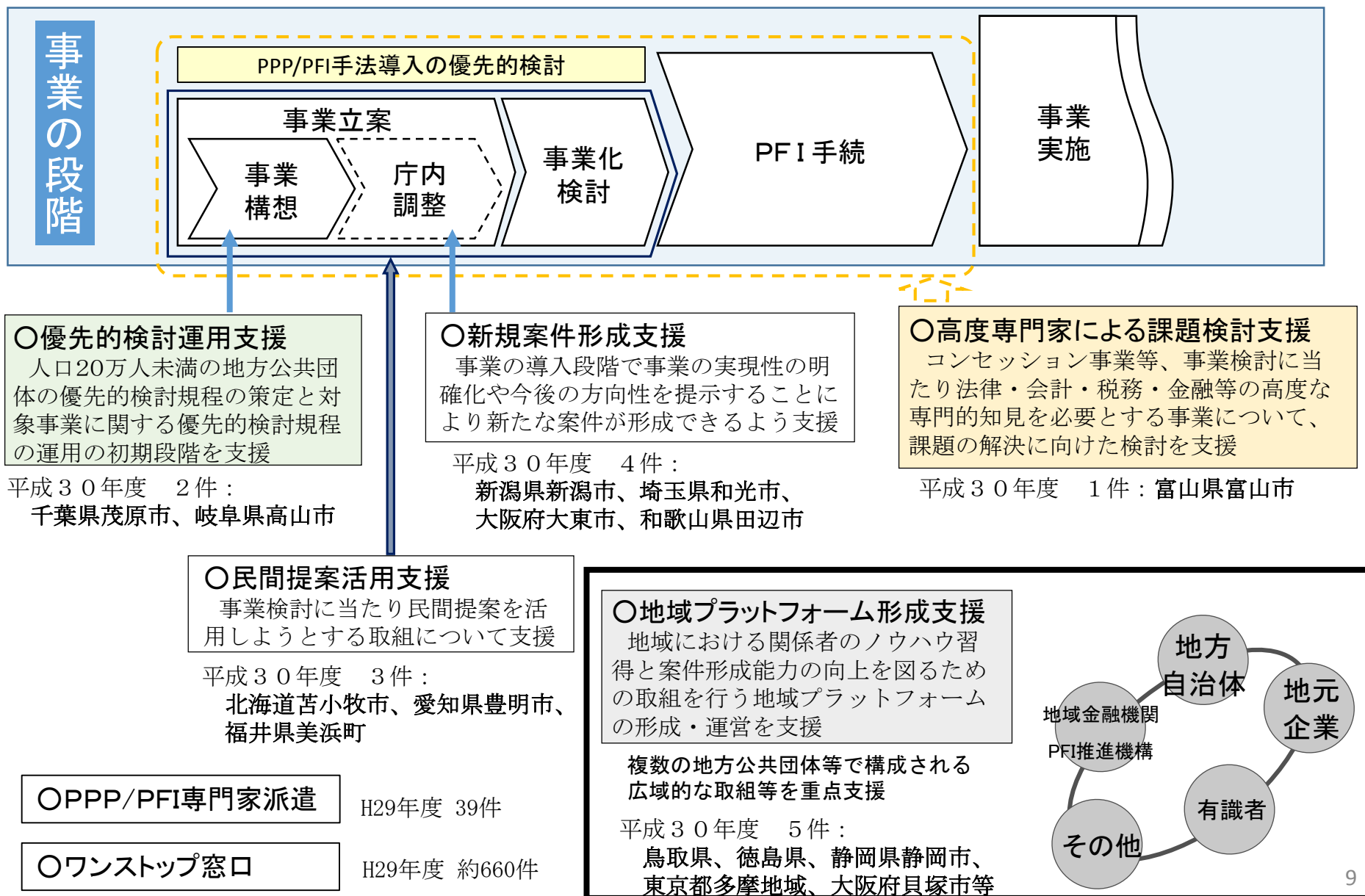
○平成30年3月末時点の優先的検討規程の策定状況

策定主体		団体数	策定済		今後策定予定		策定済・予定団体数		策定しない (未回答含む)
						うちH30年度中			
国		13	12	92.3%	1	1	13	100.0%	0
地方公共団体	都道府県	47	44	93.6%	3	3	47	100.0%	0
	政令市	20	20	100.0%	0	0	20	100.0%	0
	人口20万人以上の市区	114	80	70.2%	33	22	113	99.1%	1
	小 計	181	144	79.6%	36	25	180	99.4%	1
	(参考)人口20万人未満の市区町村	1,607	32	2.0%	278	36	310	19.3%	1,297
	合 計	1,788	176	9.8%	314	61	490	27.4%	1,298

- 
- アンケートの実施を通じた将来事業の把握等により、具体的案件の形成を支援
 - 小規模自治体でも容易に取り組めるよう、PFI推進委員会において、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討

PPP／PFI推進に資する内閣府の支援措置

➤ 平成30年度当初予算額:約171百万円の内数



(参考)PFI推進委員会について

P F I 推進委員会

➤ 所掌事務

- ・ P F I 法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議
- ・ P F I 事業の実施状況等の調査審議

➤ 当面の審議事項

- ・ アクションプラン改定の審議
- ・ 案件形成の促進に向けた調査審議
- ・ 改正 P F I 法案第 1 5 条の 2 第 7 項の所掌事務 等

【構成（内閣総理大臣が任命）】

- | | |
|--------|-------------------------|
| ◎石原 邦夫 | 東京海上日動火災保険株式会社相談役 |
| 上村 多恵子 | 一般社団法人京都経済同友会常任幹事 |
| 北詰 恵一 | 関西大学環境都市工学部都市システム工学科教授 |
| 工藤 和美 | 東洋大学建築学科教授 |
| 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| 佐藤 主光 | 一橋大学大学院経済学研究科教授 |
| 谷口 綾子 | 筑波大学大学院システム情報工学研究科専攻准教授 |
| ○根本 祐二 | 東洋大学経済学部教授 |
| 柳川 範之 | 東京大学経済学部教授 |
- (◎：委員長、○：委員長代理)

計画部会

➤ 審議事項

- ・ 事業規模目標21兆円の達成に向けた、アクションプランのPDCAサイクルの実行
- (1) アクションプランの進捗状況の把握
- (2) (1)に基づく必要な見直しの調査審議

事業推進部会

➤ 審議事項

- ・ 管理者等の取組の段階等に応じた案件形成の促進に向けた調査審議
- ・ 改正 P F I 法案第 1 5 条の 2 第 7 項の所掌事務

■ 検討スケジュール

